

「建設業労働災害防止対策強化期間」について

1 本期間を設けた趣旨

令和2年の労働災害の発生状況(確定値。新型コロナウイルス感染症関連を除く)は、全産業においては対前年比で+5件(+0.4%)であるのに対し、建設業では+17件(+9.7%)となっており、他の産業と比べ大きく増加した。事故の型別にみると、依然として墜落・転落災害が多く、全体の34.5%となっており、建設業における死亡災害4件のうち半数が墜落・転落災害となっている。また、60歳以上の高年齢労働者の労働災害が約4割を占めており、これらの労働者への対策も必要である。

令和3年度は第13次労働災害防止計画(以下「13次防」という。)の4年目にあたり、今後2年間で13次防の目標を達成させるには、季節的な要因に左右されない従来型の労働災害を減少させる必要がある。

以上の状況を踏まえ、墜落・転落災害防止を最重点とし、建設労働災害防止のための各種対策を講じることとしたものである。

2 運動実施期間

令和3年5月1日から令和3年7月31日まで

3 取組を要請した労働災害防止団体等

山形県建設業協会
建設業労働災害防止協会山形県支部、同分会
山形県建設労働組合連合会、各地区木建対策協議会

4 協力を要請した機関

発注機関(国、県、市町村、ネクスコ東日本、JR東日本等)

5 重点事項

- (1) 高所作業における墜落防止対策の徹底
- (2) フルハーネス型墜落制止用器具の使用の促進
- (3) エイジフレンドリーガイドラインの周知
- (4) 車両系建設機械等との接触防止対策の徹底
- (5) クレーン仕様の車両系建設機械の適正な使用の徹底

6 主な実施事項

- (1) 労働局・労働基準監督署が実施する事項
 - ① 災防団体の会議等における周知・啓発
 - ② 災防団体が実施する研修会等への支援
 - ③ 発注機関が実施する会議・研修会における説明
 - ④ 災防団体・発注機関等が実施する安全パトロールへの協力・支援
 - ⑤ 建設現場に対する指導等の実施
- (2) 労働災害防止団体等が実施する事項
 - ① HP、メールマガジン、広報誌等による周知
 - ② 会議等における啓発
 - ③ 重点事項を含む各種研修会の実施
 - ④ 安全パトロールの実施